

武蔵野市 耐震化緊急促進アクションプログラム 2025

令和7年3月 策定

1 目的

『武蔵野市耐震化緊急促進アクションプログラム2025(以下「アクションプログラム」という。)]は、市耐震改修促進計画における目標(令和7年度末までに住宅の耐震化率95%)の達成に向け、住宅の耐震化をより一層推進していくことを目的に策定する。

なお、国庫補助金の更なる交付を受けるため、毎年度、【耐震化助成事業】と【普及啓発事業】の具体的取組みを位置づけ、その進捗状況を把握・振り返りを行うとともに、アクションプログラムの充実・改善等を図り、その内容を公表していくものとする。

2 位置付け

アクションプログラムは、武蔵野市耐震改修促進計画(令和3年度～7年度)に基づき策定する。

3 対象区域及び対象建築物

【対象区域】

市内全域とする。

【対象建築物】

建築基準法(昭和25年法律第20号)の旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に着手したもの)により建築された住宅等(一戸建て、長屋、共同住宅(*マンションも含む))及び新耐震基準(昭和56年6月1日以降平成12年5月31日以前に着手したもの)により建築された平屋又は2階建ての木造住宅(一戸建て、長屋、共同住宅)とする。

なお、『東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例』に規定する緊急輸送道路の『沿道建築物』は除く。

*マンションとは、地階を除く階数が3以上かつ延べ面積が1000㎡以上の共同住宅で、耐火建築物又は準耐火建築物であるものをいう。

4 取組内容・目標・実績等

計画

令和7年度は【耐震化助成事業】と【普及啓発等】を実施する。
各事業の目標数値は、昨年度の実績を踏まえ次のとおりとする。

【耐震化助成事業】

	内 容	目標戸数
1	【耐震診断】現状の耐震性の調査等に係る費用の一部を助成。	50戸
2	【補強設計】耐震化を確保するための補強計画、設計に係る費用の一部を助成。	50戸
3	【耐震改修等】耐震性を確保する改修、建替え、除却に係る費用の一部を助成。	50戸
4	【安心パック】専門家(アドバイザー)を派遣し、旧耐震基準の木造住宅(長屋、アパートも含む)の耐震診断+補強計画+工事費概算算出までの取組みを一体的に支援。	10戸
5	【納得コース】安心パックを利用した後に、耐震改修+実施設計(設計変更含む)+工事監理を一体的に実施した場合に係る費用の一部を助成。	5戸
6	【耐震診断(アドバイザー派遣)】専門家(アドバイザー)を派遣し、新耐震基準の木造住宅の耐震診断を実施。	10戸

【普及啓発等事業】

1	【全市民に対する周知・普及】 ①市報、HP等での広報 ②耐震セミナー等の実施 ③啓発リーフレットの配布
2	【住宅所有者向け】 ①耐震化助成制度のDM送付 ②専門家(アドバイザー)を派遣し、相談・簡易診断の実施
3	【耐震診断実施済み住宅所有者向け】 ①耐震診断等終了時に耐震化助成制度案内リーフレットの送付 ②耐震診断実施後、1年以上耐震化未着手の所有者に対する電話等によるヒヤリングの実施
4	【耐震改修等実務者向け】 ①東京都や関係団体と連携した実務者講習会の実施 ②実務者講習会 受講者のリスト化、窓口等での紹介、閲覧の実施

振り返り

令和6年度の実績は次のとおり。

【耐震化助成事業について】

【1】令和6年1月1日に発生した能登半島地震の影響からか、旧耐震基準の住宅及び令和6年度に制度拡充を行った新耐震基準の木造住宅において、申請件数が増加した。

【2】分譲マンションについては、合意形成等耐震化実施への課題も多いが、耐震診断1件、補強設計助成1件、耐震改修助成1件を実施することができた。

【普及啓発等事業について】

【3】DMの送付等により、耐震化制度とその必要性について一定の周知を図ることができた。

【4】市主催のイベントにブースを設置し、耐震化の必要性、本市制度の活用などについて周知することができた。

実績

令和6年度の実績は次のとおり。

【耐震化助成事業実績】 令和7年3月現在

1	耐震診断	87戸
2	補強設計	18戸
3	耐震改修等	111戸
4	安心パック	15戸
5	納得コース	3戸
6	耐震診断((アドバイザー派遣)	17戸

【普及啓発事業実績】

1	①適宜実施 ②普及啓発イベント実施(5月、11月) ③実施
2	①約48,000戸に実施 ②33件(79戸)に実施
3	①1件に送付 ②2件に実施
4	①HPにて実務者講習会を紹介 ②3月より実施

改善策

令和7年度に向けた充実・改善策は次のとおり。

【耐震化助成事業について】

【1】旧耐震基準の住宅についてはアドバイザー派遣制度の活用等を行い、引き続き耐震化を促していく。新耐震基準の木造住宅については、まずは耐震診断を実施するように啓発を行う。

【2】分譲マンションへの耐震化を促すため、引き続き啓発を行う。

【普及啓発等事業について】

【3】分譲マンションについては「東京都分譲マンション管理状況届出制度」を活用し、各管理組合の連絡窓口の把握に努めたうえで、都と連携し耐震化の必要性和助成制度の周知を図る。

【4】各種イベント以外に、WEBを活用した普及啓発の方法等を検討し、耐震化の重要性・有用性を多くの人に伝え耐震化の機運を高めていく。